

公立大学法人大分県立看護科学大学特任教員に関する規程

平成21年3月5日
規程第94号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学の教育研究並びに学生の教育指導、生活指導、就職指導等の充実及び外部資金等による教育・研究プロジェクトの推進のため、専ら特定の教育研究に従事する者として特任教員を置く。

(特任教員)

第2条 特任教員に任命することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学を定年又は早期退職により退職した教育職員で、優れた教育又は研究の実績を有する者
 - (2) 専門分野において高度な教育又は研究の能力を有する者又は実務において優れた知識及び経験を有する者
 - (3) 他の教育機関等を定年等により退職した者で、優れた教育又は研究の実績を有する者
 - (4) 本学との共同研究において研究指導に従事させる者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、本学の教育研究上の必要から、理事長が特に認める者
- 2 特任教員を雇用するに当たっては、教育・研究プロジェクト等の予算の範囲内での雇用が可能であることとする。
- 3 特任教員に任命する者の従事内容及び経歴等により、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教の称号を授与する。

(契約期間)

第3条 特任教員の契約期間は、3年以内とし、個別に定める。

- 2 前項の期間はこれを更新することができる。ただし、継続して5年を超えることはできない。

(給与等)

第4条 特任教員の給与その他手当については、別に定めるところにより支給する。

(勤務時間等)

第5条 特任教員の勤務日数については、現行の非常勤職員の勤務日数の範囲内で個別に定める。

- 2 勤務時間その他の勤務条件については、現行の非常勤職員に準じるものとする。

(選考)

第6条 特任教員の選考については、原則として現行の教員選考に準じるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。